

網走市太陽光発電施設の適正な設置及び 維持管理に関するガイドライン

(目的)

第1条 このガイドラインは、網走市の区域内における太陽光発電事業の実施により、防災、良好な生活環境の確保、自然環境の保全、良好な景観の形成及び文化の継承等に支障が生ずることのないよう、必要な指針を示すことを目的とします。

(定義)

第2条 このガイドラインにおいて「太陽光発電施設」とは、太陽光を電気に変換する施設及びその附属物をいいます。

2 このガイドラインにおいて「太陽光発電事業」とは、次の事業をいいます。

(1) 太陽光発電施設（建築基準法第2条第1号に規定する建築物に附属して設置するものを除く。）であって、発電出力の合計（当該太陽光発電施設を設置する者と実質的に同一又は共同の関係にあると認められる者が同時期若しくは近接した時期又は近接した場所に太陽光発電施設を設置するときは、当該太陽光発電施設の発電出力を含みます。）が10kW以上のものを設置する事業。

ただし、当該太陽光発電施設により発電される電気が、専ら一の世帯の日常生活及び当該世帯の居宅に附属する建物で営まれる生業に必要な電力の消費の用に供されることとなるものを設置する事業は、除外します。

(2) (1)に規定する太陽光発電施設を発電の用に供する事業

3 このガイドラインにおいて、「事業者」とは、太陽光発電事業を行おうとする者並びに太陽光発電事業を行う者及びその承継人をいいます。

(市との情報共有等)

第3条 事業者は、太陽光発電事業の企画立案、実施、内容の変更及び廃止の各段階において、定期的に、及び自然災害等の非常事態の場合その他必要と認められる場合に、市長に情報を共有し、協議し、及び助言を求めるようにしてください。

(太陽光発電施設の設置を避けるべき区域)

第4条 事業者は、防災、自然環境の保全、良好な景観の形成及び文化の継承等の見地から、次の表に掲げる区域については、太陽光発電施設の設置（同表に規定

する法令による行為の制限の要件に該当しない小規模又は軽微な行為に係る太陽光発電施設の設置を含みます。) を避けてください。

やむを得ず立地を予定する場合には、事前に市長に相談するとともに、関係法令に基づき所管行政庁に対する申請等の手続を必ず履行してください。

分類	該当する区域
防 災	<ul style="list-style-type: none"> (1) 地すべり等防止法第3条第1項に規定する地すべり防止区域 (2) 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律第3条第1項の規定に基づき指定された急傾斜地崩壊危険区域 (3) 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律第7条第1項の規定に基づき指定された土砂災害警戒区域 (4) 砂防法第2条の規定に基づき指定された砂防指定地
環境保全	<ul style="list-style-type: none"> (1) 網走国定公園の第一種特別地域、第二種特別地域、第三種特別地域及び普通地域並びにこれらの各地域の外縁からの水平距離が300m以内の地域（能取工業団地の区域を除きます。） (2) 森林法第5条第1項の地域森林計画の対象となっている民有林の区域、同法第25条第1項の規定に基づき指定された保安林及び同法第41条第1項の規定に基づき指定された保安施設地区 (3) 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第29条第1項の規定に基づき指定された特別保護地区
水辺・沿岸	<ul style="list-style-type: none"> (1) 河川法第6条第1項に規定する河川区域及び同法第56条第1項の規定に基づき指定された河川予定地 (2) 海岸法第3条第1項の規定に基づき指定された海岸保全区域 (3) 都市計画法第2章の規定により臨港地区として定められた地区及び港湾法第38条の規定により定められた地区 (4) 港湾法第37条第1項の規定に基づき定められた港湾隣接地域 (5) 水防法第14条の規定に基づき指定された洪水浸水想定区域

農 業	(1) 農業振興地域の整備に関する法律第8条第2項第1号に規定する農用地区域
文 化	(1) 文化財保護法第109条第1項の規定に基づき指定された史跡名勝天然記念物の指定地域

(立地及び設計段階における注意事項)

第5条 事業者は、太陽光発電施設の設置に対する規制に関する法令の適用がない場合においても、尾根、丘陵地、高台、傾斜度30度以上の斜面の上部での設置を避けてください。また、切土や盛土は、土砂流出の要因となるため、できる限りしないようにしてください。更に、太陽光パネルの表面や支柱から流出する雨水を予測し、排水対策を講じてください。

2 事業者は、予定する太陽光発電施設から見通せる範囲に太陽光パネルからの反射光によるまぶしさを懸念する建物や施設がある場合には、その影響を評価し、アレイ（太陽光パネルを架台に設置したものをいう。以下同じ。）の向きを調整したり、低反射（防眩性）の太陽光パネルを採用する等により対策を講じてください。

3 事業者は、パワーコンディショナーの稼働音が環境基準を超える等、周辺住民等の生活環境に影響を与えることが予測される場合（他の音源からの騒音と相まってそうなる場合を含みます。）、パワーコンディショナーの設置場所を調整するか、これに囲いを設ける等の対策を講じてください。

4(1) 太陽光発電施設の設置を予定する場所（以下「設置予定場所」といいます。）を顕著に視認することができる展望地や展望台、峠、野外リクリエーション地、風景街道等（以下「眺望場所」という。）が存在し、又は設置予定場所の周辺に名勝、重要文化的景観、文化遺産・自然遺産、自然公園、歴史的風致（以下「景観資源」という。）がある場合には、眺望場所からの太陽光発電施設の視認状況又は景観資源と設置予定場所が混在する風景がわかる想定資料（フォトモンタージュ、想定写真、イメージ図）を作成し、景観の変化の程度を確認し、影響が懸念される場合には、対策を講じてください。

(2) 眺望場所としては、天都山頂上、感動の径パーキングエリア、呼人探鳥遊歩道、釧網線北浜駅のほか、数多くあります。風景街道としては、北海道らしいのびやかな平地や丘陵地を見渡すことができる国道39号線等があります。設置予定場所が眺望場所から顕著に視認することができるかどうかについて、太

陽光発電事業の企画立案の段階で、市役所に相談してください。

- (3) 景観資源としては、網走湖、同水芭蕉群生地、能取岬、網走国定公園、オホーツク海の流氷のほか、数多くあります。この件についても、事業の企画立案の段階で、市役所に相談してください。
- (4) 講ずべき対策としては、①眺望場所からの視認状況を考慮し、アレイの高さを景観との調和に配慮したものとする、②敷地境界からの距離を確保したり、植栽や周辺に森林を残置すること等により、できる限り見えないようにする、③周辺景観との調和に配慮した色調の製品を使用する等を考慮してください。
- (5) 本項に基づく注意事項に係る太陽光発電施設は、出力50kW以上のものとします。

(太陽光発電施設の安全性の確保)

第6条 事業者は、太陽光発電施設の構造に関する電気事業法その他の法令及び条例を遵守するとともに、市長に、法令及び条例に適合する旨を確認し、又は表示する書面を提出してください。

(運用及び維持管理における注意事項)

第7条 事業者は、太陽光発電施設の状況を定期的及び随時確認し、周辺住民の生活環境への支障の発生、地中に埋設されたライフライン等への影響の発生その他太陽光発電施設の設置及び運用の計画段階で予期しなかった問題が生じた場合には、直ちに適切な対策を講じてください。

- 2 事業者は、自然災害等により太陽光発電施設が倒壊、破損する等の事象が生じた場合には、速やかに状況を確認し、第三者への被害発生の防止及び修繕等の措置を講じてください。
- 3 事業者は、太陽光発電施設の見やすい場所に、事業者の名称、緊急連絡先、保守管理者の名称又は氏名及びその連絡先を表示してください。
- 4 事業譲渡等により太陽光発電事業を承継した事業者は、速やかに、その旨を市長に届け出てください。

(周辺住民等への周知措置)

第8条 事業者は、太陽光発電施設の設置をしようとするときには、設置予定場所の周辺地域の住民等(以下「周辺住民等」という。)に対し、太陽光発電施設の設置及び運用に関する事項について、説明会の開催又はその他の方法により周知させる措置(以下「周知措置」という。)を講じなければならないものとします。

2 前項の周知措置は、次のとおりとします。

(1) 次号に定めるもの以外の太陽光発電施設	住民説明会（日時及び場所を周辺住民等に2週間以上前に周知し、周辺住民等が事業者の説明を直接に聴取し、その場で質疑応答をすることが確保されている説明の場をいいます。）
(2) 出力が50kW未満である太陽光発電施設（設置予定場所が第4条に定める区域を含まない場合に限ります。）	投函若しくは戸別訪問により書面を配布する方法又はインターネットを利用して周辺住民等に情報を提供する方法（当該インターネットにおける情報の掲出場所（ホームページアドレス）が周辺住民等に知り得るようにすることを要します。）

3 事業者は、周知措置においては、以下の事項に関する情報を提供してください。

- (1) 太陽光発電事業に係る計画の概要
- (2) (1)の計画の実施に関し適用される法令及び条例の規定の遵守に関する事項
- (3) 太陽光発電施設の設置のための工事の概要
- (4) 緊急連絡先並びに保守管理者の名称又は氏名及びその連絡先
- (5) 太陽光発電事業の実施に係る防災、良好な生活環境の確保、自然環境の保全、良好な景観の形成（第5条第4項に規定する措置を含みます。）、文化の継承等に対して及ぼし得る影響及びその予防措置の内容
- (6) 太陽光発電事業の終了時における太陽光発電施設の撤去及びその処分に要すると見込まれる費用に相当する財産の確保に関する事項

4 第1項における「周辺住民等」とは、設置予定場所の敷地境界線からの水平距離が次の(1)から(3)までに掲げる場合に依り、それぞれ(1)から(3)までに定める範囲内に居住する者、設置予定場所に隣接する土地又はその上にある建物を所有する者並びに市長が必要と認める者をいいます。

(1) 当該太陽光発電施設の出力が50kW未満の場合	100メートル
(2) 当該太陽光発電施設の出力が50kW以上の場合（(3)に掲げる場合を除く。）	300メートル
(3) 当該太陽光発電施設の出力が1000kW以上の場合	1キロメートル

5 周知措置は、太陽光発電施設の立地の検討段階（着工の少なくとも6月前までとします。）、その施工前の段階（着工の少なくとも3月前までとします。）ごとに実施するよう努めてください。

- 6 周辺住民等は、周知措置で示された内容に関し、住民説明会の場で、又は書面又は電磁的方法により、事業者に意見又は質問を提出することができるものとします。事業者は、これに誠実に応答し、周辺住民等の意見に合理性がある場合には計画の修正をしてください。
- 7 事業者は、周知措置の内容、周辺住民等からの質問又は意見、事業者の応答及び計画の修正の対応関係を整理した書類を作成し、市長に提出してください。
- 8 太陽光発電施設の出力が1000kW以上である場合には、市の職員（設置予定場所が第4条における環境保全に係る区域の場合には、市の職員及び自然環境の保全に関し識見を有する者）が住民説明会に陪席し、質問をする機会を確保してください。

（廃棄費用の確保）

第9条 事業者は、太陽光発電事業の終了時における廃棄物の処理及び清掃に関する法律その他の法令又は条例の規定に基づき必要となる太陽光発電施設の撤去及びその処分に要すると見込まれる費用に相当する財産を確保し、その他の財産と区分して管理する措置（以下「廃棄費用確保措置」といいます。）を太陽光発電事業の開始前に講じてください。

- 2 前項の規定にかかわらず、事業者が、廃棄費用確保措置を太陽光発電事業の開始の日から10年以内に計画的に講ずることを市長と約束する場合は、その計画によることができるものとします。

廃棄費用確保措置について、第4回検討会議に提出された資料1に下記の事項が表明されており、特段の異論がなかった。

当市は、今後、条例を制定することを視野においているところ、太陽光発電施設の撤去及び処分に
関する費用の確保を事業開始の要件とする旨の規律を設ける方向で検討しています。条例の施行の
際既に太陽光発電事業を開始している事業者については、経過措置として〇年以内に費用を確保す
べきことを義務付けることを検討しています。

（廃棄措置）

第10条 事業者は、太陽光発電事業を廃止したとき又は太陽光発電施設が損耗し、その機能を喪失したときは、当該太陽光発電施設を撤去し、法令の定めに従い、適切に処分してください。

附 則

このガイドラインは、令和8年6月1日から施行します。